

議案第13号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を削る。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第2（第17条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 建物その他の施設</p>	<p>別表第2（第17条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 建物その他の施設</p> <p><u>(1) 空港ターミナルとしての利用</u></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">特 別 待 合 室</td> <td>全室1時間につき</td> <td style="text-align: right;">5,250円</td> </tr> <tr> <td>2分の1室1時間につき</td> <td style="text-align: right;">3,150円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">航空機への乗 降に係る施設</td> <td style="text-align: center;">出発時</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1時間につき</td> <td style="text-align: right;">10,450円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">到着時</td> <td style="text-align: right;">12,650円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 国際交流のための利用（空港ターミナルとしての利用を除く。）</u></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td>全室1時間につき</td> <td style="text-align: right;">2,630円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		単 位	金 額	特 別 待 合 室		全室1時間につき	5,250円	2分の1室1時間につき	3,150円	航空機への乗 降に係る施設	出発時	1時間につき	10,450円	到着時	12,650円	区 分		単 位	金 額			全室1時間につき	2,630円
区 分		単 位	金 額																						
特 別 待 合 室		全室1時間につき	5,250円																						
		2分の1室1時間につき	3,150円																						
航空機への乗 降に係る施設	出発時	1時間につき	10,450円																						
	到着時		12,650円																						
区 分		単 位	金 額																						
		全室1時間につき	2,630円																						

区 分		単 位	金 額
航空機 への乗 降に係 る施設	出発時	1時間につき	10,450円
	到着時		12,650円
特別待	空港の旅客ター	全室1時間につき	5,250円

特 別 待 合 室	2分の1室1時間 につき	1,580円
セ ン タ ー プ ラ ザ	使用面積1平方 メートル1時間 につき	10円

(3) その他の利用

区 分	単 位	金 額
特 別 待 合 室	全室1時間につき	5,250円
	2分の1室1時間 につき	3,150円
そ の 他 の 施 設	使用面積1平方 メートル1月につ き	1,330円
	使用面積1平方 メートル1時間 につき	10円

合室	ミナル施設としての利用		2分の1室1時間につき	3,150円	
	その他の利用	応接目的の利用	国際交流のための利用	全室1時間につき	2,630円
				2分の1室1時間につき	1,580円
		その他の利用		全室1時間につき	5,250円
				2分の1室1時間につき	3,150円
	その他の利用	国際交流のための利用	全室1時間につき	230円	
		その他の利用	全室1時間につき	460円	
	その他の施設	月を単位として使用する場合		使用面積1平方メートル1月につき	1,330円
時間を単位として使用する場合		使用面積1平方メートル1時間につき	10円		

備考

備考

1 略

2 時間を単位として使用する場合において、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

3 月を単位として使用する場合において、使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。ただし、これにより難しい場合は、知事が別に定めるところによるものとする。

4～6 略

1 略

2 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

3 使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。ただし、これにより難しい場合は、知事が別に定めるところによるものとする。

4～6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。